

答申乙第69号（諮問乙第85号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成30年9月25日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宮城県知事村井嘉浩宛てに提出した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「〇〇通知書」（添付書類を含む。）及びそれについて作成し、若しくは取得した一切の行政文書に記録された保有個人情報の全体」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成30年11月29日付けで審査請求人に通知した。

知事部局内において当該文書を保有している課室等がないため。

- 3 審査請求人は、平成31年2月25日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件個人情報開示請求事案を宮城県警察本部長に移送する旨の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 「〇〇通知書」の名宛人及び法的性質並びにそれが宮城県警察本部長の管理下に入るまでの事実経過等に照らせば、実施機関は事案を移送すべきであった。
- (2) 本件〇〇通知書等が、実施機関に到達し、実施機関がこれを受領したこと、また、実施機関がこれを開封し、さらに被閲したことは自明であるが、この時点で、実施機関は少なくとも一旦は本件〇〇通知書等を「取得」しており、加えて、行政機関における公文書の接受及び管理に係る実務の実情に照らすと、

実施機関において、本件〇〇通知書及びその封皮に受付日付印を押捺し、また公文書の接授の状況を記録する簿冊へ登載するなど、所要の事務処理を了しているものと推認されるどころ、そうだとすれば、実施機関が本件開示請求の対象である本件〇〇通知書等及びそれについて作成し、若しくは取得した一切の行政文書に記録された保有個人情報の全体を「そもそも保有していない」とは到底いい得ないこと。

- (3) 実施機関は、移送の協議の対象となるのは、開示請求の対象個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどである旨主張するが、実施機関は、情報公開条例による事案ではあるが、審査請求人がした別件の開示請求について宮城県教育委員会に事案を移送しており、実施機関の主張と整合しない実例があること。

なにゆえ、一方においてはたやすく事案の移送をし、他方においては頑なにこれを拒むのか、全く理解に苦しむところである。実施機関は、この点につき合理的な説明をすべきであろう。

- (4) 仮に、上記(2)ないし(3)が排斥されたとしても、実施機関が、一旦は本件〇〇通知書等を受領した後にこれを配布したという経緯に照らせば、条例にいう「その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」との要件に該当していること。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

- 1 実施機関が、審査請求人が宮城県知事宛てに提出したとする「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇通知書」の所在を確認したところ、当該文書は宮城県の文書窓口から宮城県警察本部に配布されたことが判明した。

したがって、実施機関としては、知事部局内において開示請求の対象となる個人情報記録された行政文書を保有している課室等はないことから本件処分を行うとともに、その通知には、審査請求人が求める個人情報を保有しているのは宮城県警察本部長である旨情報提供する案内文書及び宮城県警察本部長宛ての個人情報開示請求書様式等を同封したものである。

- 2 条例第22条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。（以下省略）」と規定しており、その趣旨は、開示請求を受けた実施機関が保有している個人情報記録された行政文書が他の実施機関から提供されたものであるときなどに当該他の実施機関と協議の上、事案の移送ができるということであ

って、開示請求を受けた実施機関が開示請求の対象である個人情報をもともと保有していない場合には、移送の協議の対象にはならないものである。

- 3 以上のとおり、実施機関が行った本件処分は条例の規定に基づいた適正・妥当なものであり、宮城県警察本部長宛てに開示請求するよう情報提供している点でも問題はない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、宮城県知事宛てに提出した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「〇〇通知書」（添付書類を含む。）及びそれについて作成し、若しくは取得した一切の文書に記録された審査請求人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存在について

(1) 宮城県警察本部が受領すべき文書に係る取扱いについて

当審査会事務局職員をして、本庁に送達された文書の收受及び配布についての取扱いを調査させたところ、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）により処理していることが確認できた。同規程第10条第2項では、「封皮のあて名のみによっては主務課を特定できないもの（親展文書及び小包を除く。）については、県政情報・文書課において開封し、文書の余白に收受印を押した上、主務課に配布するものとする。」とされており、県政情報・文書課で文書を保有することになっていない。

また、そもそも同規程は、本庁に適用されるものであり、宮城県警察本部が受領すべき文書を知事部局で受領した場合には適用されず、他にこれについての取扱いを規定したものも存在しない。

(2) 本件個人情報の不存在について

審査請求人は第3の2(2)に記載のとおり主張しているが、実施機関の説明によれば、宮城県警察本部が受領すべき文書を知事部局で受領した場合は、実施機関において写しを取ったり、記録をとどめることをせずに宮城県警察本部に原本をそのまま配布しており、本件〇〇通知書（添付書類を含む。）について

もこの処理を行ったため、本件個人情報には保有していないとのことであった。当審査会においても本件個人情報の処理状況について(1)を踏まえ確認したが、実施機関の説明を覆すに足る事情は認められない。

また、審査請求人は、第3の2(3)に記載のとおり事案の移送について主張しているが、条例第22条第1項の規定に基づく事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が開示請求の対象となる個人情報を保有している場合に行われるものであるから、実施機関が本件個人情報を保有していない本件開示請求においては、移送を行うことはできず、審査請求人の主張に理由はない。

なお、実施機関は、開示請求先についての案内も行っており、適切な情報提供が行われている。

- (3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年3月26日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第85号)
令和元年5月29日 (第232回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元年7月3日 (第233回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元年7月24日 (第234回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和元年9月17日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
野呂 圭	弁護士	
米谷 康	弁護士	会長

(五十音順)